

岐阜労働局 発表
平成 29 年 9 月 28 日 (木)

| | |
|--------|-----------------|
| 担 当 | 岐阜労働局労働基準部監督課 |
| | 監督課長 佐藤建台 |
| | 主任監察監督官 金丸裕子 |
| | 電話 058-245-8102 |

平成 28 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果

割増賃金の是正支払は 51 企業で約 4 億円

平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月）に岐阜労働局管下 7 労働基準監督署の監督指導の結果、不払いだった割増賃金を 1 企業で合計 100 万円以上支払った事案を取りまとめた。

岐阜労働局では引き続き、賃金不払残業（ ）の解消に向け監督指導を徹底し、重大・悪質な事案については司法処分を含め厳正に対処することとしている。

（ポイント）

- 1 平成 28 年度の監督指導により不払いだった割増賃金を 100 万円以上支払った是正企業は 51 企業（前年度は 39 企業）で、その総額は 3 億 9,987 万円（前年度は 5 億 4,087 万円）だった。
- 2 上記 1 のうち、割増賃金を 1,000 万円以上支払った企業は 6 企業（前年度は 10 企業）で、その総額は 1 億 9,600 万円（前年度は 4 億 6,254 万円）だった。

（ ）「賃金不払残業」とは、労働基準法第 37 条の規定に基づく時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を支払わないことをいう。

平成 28 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果
(1 企業で合計 100 万円以上)

| 業種 | 企業数 | 対象労働者数 | 是正支払額 (万円) |
|--------|-----|--------|--------------|
| 製造業 | 16 | 843 | 9,741 |
| 建設業 | 5 | 203 | 5,554 |
| 運輸・交通業 | 2 | 57 | 1,100 |
| 商業 | 7 | 172 | 2,587 |
| 金融・広告業 | 2 | 1,112 | 11,124 |
| 教育・研究業 | 1 | 15 | 246 |
| 保健衛生業 | 7 | 652 | 5,869 |
| 接客娯楽業 | 3 | 23 | 1,023 |
| 清掃・と畜業 | 1 | 4 | 134 |
| その他の事業 | 7 | 216 | 2,609 |
| 合計 | 51 | 3,297 | 39,987 |
| | | 企業平均 | 784 |
| | | 労働者平均 | 12.1 |

監督指導による賃金不払残業の是正結果の推移(1企業で合計100万円以上)

